

学校法人頌栄保育学院  
頌栄短期大学  
機関別評価結果

令和5年3月10日  
一般財団法人大学・短期大学基準協会

## 頌栄短期大学の概要

設置者	学校法人 頌栄保育学院
理事長	菅根 信彦
学 長	柳本 有二
A L O	山中 早苗
開設年月日	昭和 25 年 4 月 1 日
所在地	兵庫県神戸市東灘区御影山手 1-18-1

<令和 4 年 5 月 1 日現在>

### 設置学科及び入学定員（募集停止を除く）

学科	専攻	入学定員
保育科		125
	合計	125

### 専攻科及び入学定員（募集停止を除く）

専攻科	専攻	入学定員
専攻科	保育学専攻	20
	合計	20

### 通信教育及び入学定員（募集停止を除く）

なし

## 機関別評価結果

頌栄短期大学は、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていることから、令和5年3月10日付で適格と認める。

## 機関別評価結果の事由

### 1. 総評

令和3年7月19日付で頌栄短期大学からの申請を受け、本協会は認証評価を行ったところであるが、評価の結果、自らの掲げる教育理念の実現及び教育目標の達成に向けて順調に進捗しており、本協会が定める短期大学評価基準を満たしていると判断した。

上記の判断に至った事由は、おおよそ次のとおりである。

キリスト教主義とフレーベルの教育理念を建学の精神に据え、保育者養成機関としての理念と理想を明確に示している。また、建学の精神の具現化には宗教部がキリスト教プログラムを推進し、礼拝や教育活動、各種行事の中で具体的に取り組んでいる。

建学の精神は、学則の中で教育目的・目標に結び付けて示され、学習成果とのつながりについても保育者養成の基本となる子ども観を示すものとして位置付けられている。このことが教育活動で教職員、学生によって確認されるよう取り組まれており、短期大学の伝統に対する誇りと高い信頼を築いている。

学習成果については、オリエンテーション、各授業の初回等の機会あるごとに説明し、学生便覧にも記載し周知徹底を図っている。また、三つの方針の策定に当たっては、大学教育の質的転換を踏まえて卒業認定・学位授与の方針と入学者受入れの方針を策定した上で、学生の学習方法・学習過程のあり方等を具体的に検討し、教育課程編成・実施の方針を策定している。

自己点検・評価については、自己点検・評価委員会が中心となり、他部署とも連携して評価活動をすすめ、結果等を学内で共有し学外へも公表する仕組みを構築している。自己点検・評価報告書も毎年作成しウェブサイトで公表している。

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており、卒業要件、資格取得の要件、成績評価の基準を、学則及び学生便覧にそれぞれ明示している。教育課程編成・実施の方針は、各授業科目と卒業認定・学位授与の方針のつながりを、カリキュラムマップにより示している。

入学者受入れの方針は、学習成果の目標となる卒業認定・学位授与の方針と対応させ、ウェブサイトに掲載し、保育者になりたいという意思と情熱、目指すべき保育者の人間性、さらには保育者として高い専門性を身に付けるための学び続ける姿勢が記載されている。

教養科目は豊かな人間性や社会性を育むとともに専門教育との関係性も認められ、日本最古のキリスト教主義保育者養成校としての誇りとともに確立されている。職業教育は「キャリアへのアプローチⅠ・Ⅱ」と「進路ガイダンス」の連携により「就職の手引き」を用いながら体系的に実施されている。

学習成果の獲得状況は、GPA 測定により学習成果の測定を行い、学習指導や学長表彰の選考に活用している。その他ルーブリックやチェックリストを用いて測定している。学生の卒業後評価は、全教員と進路支援室職員による訪問調査や、新卒業生アンケートにより行われている。

入学予定者に対して、入学前課題やスクーリングとしての小規模の模擬授業や音楽レッスンを実施している。学生の生活支援に対して学生支援部が組織され、学生自治活動、大学祭（頒栄祭）、クラブ・同好会活動の管理運営支援、その他奨学金の事務手続き、学生相談室の運営管理等々を行っている。

教員組織は、短期大学設置基準を充足しており、教員の採用・昇任は諸規程に従い、学位、教育実績、研究業績等を適正に審査して決定している。教員の研究活動については、「研究倫理教育 e-learning」の全員受講を推進し、研究成果は紀要や学会等で発表する機会を設けている。FD・SD 委員会を設置し、教員と事務職員と合同で研修活動を実施している。

校地、校舎の面積は、短期大学設置基準を充足している。学習形態に応じて講義室・演習室・実習室等を整備し、ネットワーク接続環境を整備している。図書館には必要な蔵書、学術雑誌、AV 資料等や閲覧席をそろえ、視聴覚機器を配備している。施設設備の維持管理は、規程を整備し適切に実施している。

コミュニケーション型授業支援システムを導入し「キャンパスプラン」と併せて活用し、学習成果の可視化を図り、学生の教育支援に活用している。

情報技術、設備の維持管理は、IT 委員会が主導して事務局と連携して維持、整備している。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去 3 年間の経常収支が支出超過となっている。

理事長は、建学の精神、教育理念、教育目的・目標を理解し、寄附行為に従って業務を総理している。また寄附行為に基づき「常務会」を置き、理事長の職務執行を補佐する体制を整えている。

学長は、建学の精神に基づいて教育研究を推進し、その向上・充実に向けて努力しており、学則、他諸規程に基づいて教授会を審議機関として適切に運営している。

監事は、理事会、評議員会及び毎月開催される「常務会」に出席して学校法人の業務・財産の状況、理事の業務の執行状況について把握し、意見を述べている。

評議員会は、寄附行為に基づき理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織し、寄附行為に定められている項目について適切に対応している。私立学校法の評議員会の規定に従って、理事長を含め役員の諮問機関として役割を果たしている。

教育情報は、学校教育法施行規則にのっとりウェブサイトの情報公開ページを作成し公表している。私立学校法に定められた情報についてもウェブサイトでも適切に公表・公開している。

## 2. 三つの意見

本協会の評価のねらいは、短期大学教育の継続的な質保証を図り、短期大学の主体的な

改革・改善を支援することにある。そのため、本協会では、短期大学評価基準に従って判定される前述の「機関別評価結果」や後述の「基準別評価結果」に加えて、短期大学の個性を尊重し、その向上・充実に資する観点から以下の見解を持つ。

### (1) 特に優れた試みと評価できる事項

本協会は以下の事項について、高等教育機関として短期大学が有すべき水準に照らし、優れた成果をあげている試みや特長的な試みと考える。

#### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

[テーマ C 内部質保証]

- 本協会による内部質保証ルーブリックにおいて一定のレベルを満たし、全教職員が内部質保証に取り組んでいる。

#### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

[テーマ A 教育課程]

- 2年間の全実習が有機的につながるように、実習ごとの自己課題の明確化・実習評価のレーダーチャート化による園評価と自己評価の可視化、それをふまえた個人面談など、実習科目に力を入れている。
- 卒業認定・学位授与の方針の第4項目につながる中核科目に位置付けている「基礎演習」、「現代保育・教育問題演習」では、ルーブリックやチェックリストを通し、保育者として日常業務において重要とされる書類の作成、文章表現の基本をはじめ、問題解決力、論理的思考力の成長を自ら評価し、教員からの評価とすり合わせて、成果を可視化している。
- 全教員と進路支援室職員により、大半の新卒業生の就職先訪問を行い、卒業生に対する各園での評価や短期大学に対しての意見等を聴き取り、訪問記録用紙による報告を進路支援室で集約している。

[テーマ B 学生支援]

- 実習事前事後指導の授業において、2年生が1年生に対して実習生に必要な姿勢や実習でも学びについて説明を行う「メッセージアワー」を設け、1年生にとって2年生からのピアサポートを得られる機会、2年生にとっては自己の成長と課題を振り返る機会としている。
- 進路ガイダンスは令和3年度1回生10回、2回生26回と多くの機会で開催され、また、キャリア形成の基礎力育成科目「キャリアへのアプローチⅠ」、「キャリアへのアプローチⅡ」を開設しており、就職支援体制は充実している。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

[テーマ C ガバナンス]

- 監事は、評議員会、理事会への出席に加え、寄附行為に定めている理事会の諮問機関である「常務会」に毎月出席している。常務会では、学校法人の運営状況や財政状況、

予算の執行状況を確認し、理事長や各理事の業務執行状況も把握しており、監事機能強化に努めている。

## (2) 向上・充実のための課題

本協会は以下の事項について、改善を図り、その教育研究活動などの更なる向上・充実に努めることを期待する。なお、本欄の記載事項は、各基準の評価結果（合・否）と連動するものではない。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

[テーマD 財的資源]

- 財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、経営改善計画を早急に策定し、当該計画を着実に実行することにより財務体質の改善を図る必要がある。

## (3) 早急に改善を要すると判断される事項

なし

### 3. 基準別評価結果

以下に、各基準の評価結果（合・否）及び当該基準を合又は否と判定するに至った事由を示す。

基準	評価結果
基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果	合
基準Ⅱ 教育課程と学生支援	合
基準Ⅲ 教育資源と財的資源	合
基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス	合

#### 各基準の評価

##### 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

キリスト教主義とフレーベルの教育理念を建学の精神に据え、保育者養成機関としての理念と理想を明確に示している。また、建学の精神の具現化には宗教部がキリスト教プログラムを推進し、礼拝や教育活動、各種行事の中で具体的に取り組んでいる。特に、教育活動では学生が主体的に取り組む機会を設けることで、建学の精神の理解を一人ひとりの学生レベルで深めている。建学の精神の見直しにも取り組んでおり、130年の伝統を踏まえて作成した「GLORY SHOEI MISSION&VISION」で広く学内外に公表している。

地域・社会貢献活動については、地域連携・広報委員会が主となり、活動内容によって他部署が連携して推進している。短期大学が所在する東灘区と連携協定を結び、子育て支援に関する事業に取り組んでいる。また、学生の地域活動を促す情報提供や支援を内容ごとに関連部署が取り組んでいる。

建学の精神は、学則の中で教育目的・目標に結び付けて示され、学習成果とのつながりが保育者養成の基本となる子ども観を示すものとして位置付けられている。このことが教育活動で教職員、学生によって確認されるよう取り組まれており、顕栄短期大学の伝統に対する誇りと高い信頼を築いているのは短期大学の大きな財産である。学習成果については、オリエンテーション、各授業の初回等の機会あるごとに説明し、学生便覧にも記載し周知徹底を図っている。また、三つの方針の策定に当たっては、大学教育の質的転換を踏まえて卒業認定・学位授与の方針と入学者受入れの方針を策定した上で、教育課程編成、当該教育課程における学生の学習方法・学習過程のあり方等を具体的に検討し、教育課程編成・実施の方針を策定している。

自己点検・評価については、自己点検・評価委員会が中心となり、他部署とも連携して評価活動をすすめ、結果等を学内で共有し学外へ公表する仕組みを構築している。自己点検・評価報告書を毎年作成しウェブサイトで公表している。自己点検・評価の指標となるアセスメント・ポリシーを策定し、短期大学レベル・学科レベル・科目レベルの3段階で、入学前・入学時、在学中、卒業時ごとの学習成果に焦点を当てたアセスメントの評価指標と手法を整備している。

##### 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を、学則及び学生便覧にそれぞれ明示している。教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応しており、短期大学設置基準にのっとった体系的な授業科目が編成されている。卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針のつながりについて、カリキュラムマップにて示している。履修上限単位数については定められている。教養科目は豊かな人間性や社会性を育むとともに専門教育との関係性が認められ、日本最古のキリスト教主義保育者養成校としての誇りとともに確立されている。職業教育は「キャリアへのアプローチⅠ・Ⅱ」と「進路ガイダンス」の連携により「職業の手引き」を用いながら体系的に実施されている。入学者受入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応して策定され、学生募集要項に明記されている。学習成果は、卒業認定・学位授与の方針として、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得を含む形で具体性をもって定められている。学習成果の獲得状況は、GPA 測定により学習成果の測定を行い、学習指導や学長表彰の選考に活用している。その他ルーブリックやチェックリストを用いて測定している。学生の卒業後評価は、全教員と進路支援室職員による訪問調査や、新卒業生アンケートにより行われている。

シラバスに成績評価の方法・基準を定め、適切に評価している。学習成果獲得の把握は、卒業判定会議の原案に基づき教授会にて行われている。授業改善について、各教員は授業評価アンケート結果を受け取り後、全体の集計結果を教員全体にて共有している。入学予定者に対して、入学前課題やスクーリングとしての小規模の模擬授業や音楽レッスンを実施している。学生の生活支援に対して学生支援部が組織され、学生自治活動、大学祭（頌栄祭）、クラブ・同好会活動の管理運営支援、その他奨学金の事務手続き、学生相談室の運営管理等々を行っている。就職支援のための組織としては進路支援室を設け、グループ担当教員と連携しながら全学的に支援を行っている。

### 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

教員組織は短期大学設置基準を満たし、教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員、非常勤教員、補助教員を配置している。教員の採用・昇任は諸規程に従い、学位、教育実績、研究業績等を適正に審査して決定している。教員の研究活動については、「研究倫理教育 e-learning」の全員受講を推進し、研究成果は紀要や学会等で発表する機会を設けている。FD・SD 委員会を設置し、教員と事務職員と合同で研修活動を実施している。

事務組織は諸規程に基づいて責任体制を明確にして、SD 研修等の活動を通じて職能開発に努めている。教職員の就業については就業規則、諸規則を整備し、例規集を教職員全員に配布し、諸規定に基づき就業の管理、人事・労務管理を適正に実施している。

校地、校舎の面積は短期大学設置基準を満たしている。運動場、体育館を有しキャンパス内では障がい者に配慮した施設整備がなされているが未整備の箇所があり、順次整備が望まれる。校舎は、学習形態に応じて講義室・演習室・実習室等を整備し、ネットワーク接続環境も整備している。図書館には必要な蔵書、学術雑誌、AV 資料等や閲覧席をそろえ、視聴覚機器を配備している。施設設備の維持管理は、規程を整備し適切に実施している。

防災・防犯対策として、規程や緊急連絡網を策定し、緊急時における対応を明示している。消防設備は年1回定期点検し、消防署と連携して防災避難訓練を実施している。コンピュータシステムのセキュリティ対策等は、外部委託によりシステム、ネットワーク等の安全対策を講じている。

コミュニケーション型授業支援システムを導入し「キャンパスプラン」と併せて活用し、学習成果の可視化を図り、学生の教育支援に活用している。

情報技術、設備の維持管理はIT委員会が主導して事務局と連携して維持、整備している。

財務状況について、学校法人全体及び短期大学部門で過去3年間の経常収支が支出超過となっている。今後、経営改善計画を早急に策定し、当該計画を着実に実行することにより財務体質の改善を図る必要がある。

#### 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

理事長は、建学の精神、教育理念、教育目的・目標を理解し、寄附行為に従って業務を総理している。また寄附行為に基づき「常務会」を置き、理事長の職務執行を補佐する体制を整えている。寄附行為の定めにより事業計画・予算・事業の実績・決算、役員及び評議員の選任等重要な事項について、学校法人の意思決定機関として理事会を招集し、理事長が議長を務めている。理事会は、学校法人運営に必要な規則・規程等を整備し、私立学校法及び寄附行為に基づいて適切に管理運営している。

学長は、建学の精神に基づいて教育研究を推進し、その向上・充実に向けて努力しており、学則、他諸規程に基づいて教授会を審議機関として適切に運営している。また教学運営の最高責任者として、先決案件に関しては教授会の意見を参酌した上で決定し、教授会の議事録を整備している。学長のリーダーシップ支援のために「部長会」を置き、また教授会の下部組織として各種委員会を設置して適切な運営に努めている。

監事は、寄附行為に従って選任され、学校法人の業務、財産の状況について会計監査を行う公認会計士と連携して監査を実施している。また監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について意見を述べるとともに、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

評議員会は、寄附行為に基づき理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織し、寄附行為に定められている項目について適切に対応している。私立学校法の評議員会の規定に従って、理事長を含め役員の諮問機関として役割を果たしている。

教育情報は、学校教育法施行規則にのっとりウェブサイトの情報公開ページを作成し公表している。私立学校法に定められた情報についてもウェブサイトですべて適切に公表・公開している。